

市有施設消防設備点検業務委託 仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、「市有施設消防設備点検業務委託」に係る消防設備点検業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6によるほか、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号。以下「委託契約条項」という。）及び、本仕様書に従い実施するものとする。

(履行場所)

第2条 履行場所は、魚沼市内 一円（別紙「令和8年度市有施設消防設備点検対象物一覧表」のとおり。）とする。

(履行期間)

第3条 履行期間は、契約締結の日から令和9年3月25日までとする。

第2章 作業内容

(作業項目等)

第4条 本業務における作業項目等は、次のとおりとする。

- 一 消防設備点検作業計画については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るものとする。
- 二 点検は、総合点検（機器点検含む。）と機器点検（通常点検）を各1回実施するものとする。
- 三 各点検の終了毎に、各施設の防火管理者又は施設管理者（以下「施設管理者等」という。）に点検の結果を報告し、消防用設備等点検結果報告書（以下「結果報告書」という。）の確認を受けるものとする。
- 四 上記結果報告書は、正本1部、副本2部作成するものとする。ただし、副本については、複写したのも可とする。
- 五 点検対象施設は、別紙「令和8年度市有施設消防設備点検対象物一覧表」による。

(作業の留意点)

第5条 本業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- 一 結果報告書を提出する際には、改善が必要な箇所を明示するとともに、消防署への報告については、改善方針も示して報告する必要があるため、施設管理者等と協議するものとする。
- 二 点検中におけるランプ等消耗部品の交換程度の軽微な修繕や調整の実施については、別途契約により行うものとし、その実施した内容を報告書へ記載するものとする。ただし、軽微の範囲を超える場合は、施設管理者へ改善が必要な旨を報告するものとする。
- 三 本業務には、消防署への結果報告書の提出も含むものとする。

第3章 貸与資料

(貸与資料等)

第6条 貸与資料は、各施設の平面見取図とし、施設管理者等から貸与を受けるものとする。

2 前項に示す貸与資料の取り扱いは、次のとおりとする。

- 一 貸与資料は本業務での用途以外の複写転載を禁止する。また、紛失、漏洩等のないよう取り扱いは十分注意すること。
- 二 貸与資料の使用にあたっては、監督職員の指示を受けるものとする。
- 三 使用する図書及び貸与資料の転載事項で、相互に矛盾または、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第4章 打合せ

(業務打合せ)

第7条 業務打合せについては、次のとおりとする。また、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者は、業務打合せ記録簿を作成し、打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

- 一 主として着手前、中間（1回）、成果物取りまとめの段階とし、その他必要に応じ行うものとする。

第5章 成果物

(本業務の成果物)

第8条 本業務の成果物は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|-----------|
| 一 結果報告書 | 正本1部、副本2部 |
| 二 各施設点検一覧表 | 1部 |

(成果物の提出先)

第9条 成果物は、各点検の終了毎に施設管理者等に対し、正本・副本各1部を提出し、副本1部を魚沼市総務政策部管財課管財係へ提出するものとする。

- 2 成果物は、監督職員の検収により不合格等の判断を受けた場合は、速やかに修正し再提出するものとする。ただし、消防署に提出を要する結果報告書においては、再作成（軽微なものを除く。）するものとする。

第6章 契約

(契約変更)

第10条 委託契約条項第9条に規定する協議事項は、次のとおりとする。

- 一 第4条に示す「作業項目等」の変更が生じた場合。
- 二 第9条に示す「本業務の成果物」に変更が生じた場合。
- 三 履行期間の変更が生じた場合。
- 四 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。
- 五 その他監督職員が必要と認めた場合。

(委託料の支払)

第11条 委託料の支払は、第4条第5号に規定する全施設の総合点検（機器点検含む。）を履行した段階において、第9条に規定する成果物の検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第12条 この仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙

令和8年度 市有施設消防設備点検対象物一覧表

地区名	NO	対象物施設名	所在地	建築構造			消防設備名																施設現場の確認等				最新の消防署への届出年度	消防署への届出が必要な年度																						
				構造	階数	延面積(m ²)	1		3		4				5	4・7		6	7	4.7電		特記事項	主管課 (施設管理)	連絡先 (担当課) ※使用者	消防署への届出 ・特定⇒ 毎年 ・非特定 ⇒3年毎																									
							1種		2種		2種				2種	1種		2種	2種																															
							屋内消火栓 設備 散水ホース 格納箱 数(消火 栓数)	屋外 消火栓 箱型 スタン ド型	不活性ガ ス消火設 備、ハロ ゲン化物 消火設 備、粉末 消火設備	・P型 ・R型	感知器			消防 へ通 報す る火 災報 知設 備	避難 器具	非常警報 設備		消火 器	漏電 火災 警報 器	誘導 灯 総 数	誘導 標識																													
差動式 スモ ット 型	分布 式 スモ ット 型	定温 式 スモ ット 型	煙型 感知 器	有	放 送	警 報	1種	2種	1種	2種																																								
湯之谷	305	大沢ふれあい体育館	大沢 222-1	RC	2	1,171					P1	45		1	11	有				8					生涯学習課	生涯学習課	非特定	R07	R10																					
	306	湯の里ふれあいセンター	大沢 245-1	RC	2	424					P1	10		5	2					5		7			生涯学習課	湯之谷公民館	特定	-	毎年																					
	307	湯之谷小学校第2体育館	井口新田 192	RC	2	3,701	1	7			P1	57	8	12	10	有				16		9			学校教育課	湯之谷小学校	非特定	R07	R10																					
	308	湯之谷小学校	七日市新田 48	RC	3	9,572	1	26			P1	145		28	21			1		50		24			学校教育課	湯之谷小学校	非特定	R07	R10																					
	309	魚沼市総合体育館	井口新田 267	RC	2	3,626	1	9			P1	78			5			1		18		13			生涯学習課	生涯学習課	特定	-	毎年																					
	310	つくし保育園・湯之谷児童館	七日市 275	S	2	2,371					P2	61		20	8	有				15		19			子ども課	つくし保育園	特定	-	毎年																					
	311	湯之谷老人福祉センター	井口新田 547	RC	2	834					P2	25		7	6					6		8			介護福祉課	介護福祉課	特定	-	毎年																					
	312	湯之谷会館	大沢 213-1	RC	3	3,474	1	7			GP1	48		12	50					28		31			管財課	管財課	非特定	R07	R10																					
	313	ふれあい交流センター ユピオ	大湯温泉182-1	RC	2	4,516	1	9			P1	47		11	54			1		18		23			観光課	観光課	特定	-	毎年																					
広神	401	広神東小学校	中家新田 77	RC	3	5,459	1	12			P1	121	6	13	5		有			35					学校教育課	広神東小学校	非特定	R07	R10																					
	402	広神西小学校	親柄 107-1	RC	3	6,003	1	14			P1	99		5	13					38					学校教育課	広神西小学校	非特定	R07	R10																					
	403	広神中学校	田尻 320-1	RC	4	6,449	1	15			P1	100	10	47	10		有			34					学校教育課	広神中学校	非特定	R07	R10																					
	404	広神会館	今泉 1488-1	RC	3	3,188	1	14			GP1	103		34	29				1		25		12			生涯学習課	広神公民館	特定	-	毎年																				
		広神コミュニティセンター	今泉 1507-1	RC	3	1,680																									1	14			P2	7		4	17			1		4		8			生涯学習課	生涯学習課
		広神勤労体育センター	今泉 1507-1	S	1	993																																												
	405	ふたば東保育園	今泉 1995	RC	2	1,459					P2	28		15	11	有				16		10			子ども課	ふたば東保育園	特定	-	毎年																					
	406	ふたば西保育園	山口 20-1	RC	2	1,539					P2	43		21	5	有				15		16			子ども課	ふたば西保育園	特定	-	毎年																					
	407	広神老人憩の家	中子沢 1408	W	2	299													2		4		1		介護福祉課	介護福祉課	特定	-	毎年																					
	408	旧広神歯科診療所	並柳 1503-2	S	2	398														3					管財課	管財課	非特定	R07	R10																					
	409	魚沼市さわやかセンター	中島 653-1	S	1	894														3		6		8		生活環境課	廃棄物対策室	非特定	R07	R10																				
	410	広神農村環境改善センター	田中 100-1	RC	2	1,386					P1	34		4	6						11		12			農政課	農政課	特定	-	毎年																				
411	よつば児童館	今泉 1995-1	W	1	264													1		2		4			子ども課	ふたば東保育園	非特定	R07	R10																					
412	エコプラント魚沼	中島 707-1	RC	4	5,190	1	10		有	P1	127	6	52	10						44		26			生活環境課	廃棄物対策室	非特定	R07	R10																					
守門	501	福山体育館	福山新田 751	RC	4	2,182	1	5			GP1	27	3	26	5					15					生涯学習課	生涯学習課	非特定	R07	R10																					
	502	魚沼北中学校	須原 1428	RC	3	5,508	1	12			P1	70	12	78	7					35		18			学校教育課	魚沼北中学校	非特定	R07	R10																					
	503	須原第1体育館	須原 4407	S	2	1,135	1	4			P1	32	4	5	4			1		10		8			生涯学習課	生涯学習課	非特定	R07	R10																					
	504	すもんこども園	須原 4403	RC	2	1,115					P2	40		17	5	有				8		10			子ども課	すもんこども園	特定	-	毎年																					
	505	守門克雪管理センター	福山新田 253-1	RC	3	449					P2	32		3	1					7		5			北部事務所	北部事務所	特定	-	毎年																					
	506	須原第2体育館	須原 520	S	2	933													2		9		1		生涯学習課	生涯学習課	非特定	R07	R10																					
	507	北部庁舎	須原 520	RC	3	2,746					P1	56		19	13			1		17		20			北部事務所	北部事務所	特定	-	毎年																					
	508	北部庁舎車庫	須原 520	SRC	1	157														2		2			北部事務所	北部事務所	非特定	R07	R10																					

